平成２５年（フ）第１８０号
茨城県水戸市金町２丁目３番29号
債務者　草野　　実
1　決定年月日時　平成25年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月13日まで
水戸地方裁判所

平成２５年（フ）第１８１号
茨城県水戸市金町２丁目３番29号
債務者　草野けりゑ
1　決定年月日時　平成25年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月13日まで
水戸地方裁判所

平成２５年（フ）第１９１号
茨城県笠間市南友部604番地11　エルディム深谷102
債務者　角田　友弘
1　決定年月日時　平成25年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月13日まで
水戸地方裁判所

平成２５年（フ）第２１４号
茨城県那珂郡東海村舟石川駅西４丁目11番３号　アネックスハイムＢ102号室
債務者　佐藤　秀子
1　決定年月日時　平成25年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月13日まで
水戸地方裁判所

平成２５年（フ）第６１９号
京都市中京区壬生坊城町48番地３　壬生坊城第２―２号棟424号室、前住所京都市中京区西ノ京冷泉町41番地
債務者　市川　加織（旧姓木村）
1　決定年月日時　平成25年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月13日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第８５号
佐賀県三養基郡みやき町大字中津隈2608番地66
債務者　香月　敬次
1　決定年月日時　平成25年６月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月13日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第９４号
佐賀県佐賀市開成１丁目４番205―23号　県営鍋島団地
債務者　副島　裕子
1　決定年月日時　平成25年６月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月13日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第１０４号
佐賀県佐賀市城内２丁目４番12号　エクセラン城内205
債務者　前田　亘彦
1　決定年月日時　平成25年６月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月13日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第１０７号
佐賀県神埼郡吉野ヶ里町松隈1034番地
債務者　米倉　静香（旧姓木下）
1　決定年月日時　平成25年６月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月13日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第１２９号
佐賀県佐賀市材木２丁目６番８号　あかかべアパート３号
債務者　原口　里美
1　決定年月日時　平成25年６月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月13日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第１６０号
山梨県甲府市国母１丁目19番８号　シャーメゾンゼルコバ102
債務者　高橋　美香
1　決定年月日時　平成25年６月14日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月14日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第５５号
福岡県田川郡福智町赤池1098番地
債務者　山田　和裕
1　決定年月日時　平成25年６月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月14日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２５年（フ）第１５７号
岐阜県各務原市鵜沼朝日町４丁目230―３　エスパシオⅠ201号室、住民票上の住所愛知県犬山市大字五郎丸字二タ俣36番地27
債務者　小林理恵子
1　決定年月日時　平成25年６月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月15日まで
岐阜地方裁判所

平成２５年（フ）第１２０号
佐賀県佐賀市西田代１丁目４番25号
債務者　明石　信博
1　決定年月日時　平成25年６月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月15日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第７４号
北海道苫小牧市拓勇西町２丁目９番地の８　コーポやませみ101号
債務者　榊　　秀敏
1　決定年月日時　平成25年６月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月16日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２５年（フ）第１７号
石川県輪島市堀町15字２番地41　堀町団地県営住宅１棟203号
債務者　熊野　修市
1　決定年月日時　平成25年６月17日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月16日まで
金沢地方裁判所輪島支部